

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第498号）
〔水産物関連文書部分公開決定審査請求事案〕
（答申日：令和8年6月15日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った部分公開決定で非公開とした情報のうち、市場第1339号の管理用紙に記載された業者名称については公開すべきである。

大阪府知事が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年9月28日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

福島原発汚染水海洋放出後に福島県で獲れた〇〇魚に関する行政文書一切

（〇〇知事、吉村の発言及び、〇〇魚を職員食堂での使用に関する文書含む）

- 2 令和5年10月12日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することと決定（以下「本件決定」という。）し、（3）のとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（1）公開請求の対象となる行政文書の名称

市場第1339号、市場第1339-2号、市場第1339-3号、市場第1339-4号

（2）公開しないことと決定した部分

市場第1339号のうち、業者名称、品名、数量の合計、仲卸CD（店舗番号）、名称

（3）公開しない理由

条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、経営上の秘密等が記載されており、これを公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- 3 令和5年11月3日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

品名と数量を開示せよ。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件は、福島原発事故により、アルプス地下水が汚染され、政府は処理したと主張し、その汚染水を海に流し、そこで捕獲された魚を〇〇知事が大阪府に持ってこさせて、大阪府民等に提供させ

た事案の開示請求である。

本件で福島県で捕れた魚介類に付いて、企業秘密？だと言う理由で、不開示にしているが、本件では、福島県の企業名は不開示になっており、魚介類の名前や数量を開示した処で、魚屋は、魚を扱うのが仕事であり、大阪府民は、福島県の魚屋の判別は不可能である。

しかも、本件では、福島県で捕れた魚の取扱業者として、「〇〇」や「〇〇」と言った名前は、開示している。

福島県の業者だけ氏名を不開示とは、憲法第14条違反である。

(中略)

もし、汚染水は、処理して綺麗になっているのであれば、まずは、〇〇知事と政府関係者全員が、毎日、毎日、飲めば汚染水も減るだろうが、少なくとも、本件開示に関与した公務員は、飲まないと言っている。

飲めない水を海に流し、そこで捕れた魚を府民に食わせるとは、大阪府知事は、〇〇である。

しかも、その様な水を大阪湾に放流して構わないと言う発言も行っているのだから、大阪府民も、こんな知事を当選させているのだから、余程、〇〇ばかりなのが、良く分かる。

いずれにしても、本件は、〇〇から魚介類を持ってこさせ、府民に食べさせているのだから、当然、その魚介類の名前と数量は、開示しなければ、ならない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件行政文書は、ALPS処理水の海洋放出に関する風評被害防止のための取り組みを進めていくため、福島県産水産物の取扱実績のあった実施機関の仲卸業者のうち、福島県産水産物の調達を希望する業者への情報発信として、業者名称と電話番号について大阪府ホームページ掲載の了承を得た仲卸業者の情報に関する行政文書である。

このうち部分公開とした行政文書は、市場第1339号の管理用紙（起案文書）と、大阪府中央卸売市場業務規程施行規則第35条に基づき、卸売業者から実施機関に提出された仕入や売上に関する個別取引情報（取引先、数量、金額等）をもとに、福島県産水産物に関する個別取引データを抽出・集計した添付文書である。

審査請求書では、教示が「無し」となっているが、部分公開決定通知書で教示している。

審査請求理由の「福島県の業者だけ氏名を不開示とは、憲法第14条違反である。」及び「魚介類の名前と数量は、開示しなければ、ならない。」については、前述のとおり、法人の経営上の秘密等が記録されており、これを公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するため、販売日毎の「卸売業者名」、「品名」、「数量の合計」、「仲卸CD（仲卸業者店舗番号）」及び「名称（仲卸業者名）」を非公開とし、また、当該非公開部分に福島県の業者名は含まれていない。

よって、令和5年10月12日付け市場第1399号により部分公開決定を通知したところである。

なお、実施機関では、大阪府中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）第50条の2

に基づき、毎日卸売終了後に卸売業者から報告を受けた主要な品目ごとの卸売の数量や産地等を公表している他、業務規程第49条に基づき報告を受けた前月中旬に卸売をした生鮮食料品等の市況並びに卸売をした品目、数量、卸売金額等について、月報及び年報としてホームページで公開している。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明による主張

本件行政文書には大阪府中央卸売市場の卸売業者が大阪府に対して提出した販売原票から情報を抽出し作成したデータが添付されている。販売原票は取引の原始記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、卸売の相手方に対する販売代金の請求書の基礎となる最も重要な帳票であることから、厳正に管理する必要がある。

また、販売原票は府が実施する事業検査において、市場で適正な取引が行われているかどうかを確認する資料であり、公表するものではない。記載されている内容は取引先、販売数量及び金額等であり、卸売業者の営業秘密である。したがって、販売原票を基に作成した資料についても公開することはできない。

大阪府の市場では卸売業者が2社しかおらず、卸売業者名を非公開としたとしても一方の取引情報の品名及び数量を開示すると、他方の業者からは自社の情報以外の部分が一方の業者の情報であることが明らかとなるため、卸売業者名だけでなく品名及び数量も非公開としている。

非公開とした部分として、仲卸業者名も黒塗りしているが、仲卸業者は卸売業者の取引先の相手方であり、公開すると卸売業者間だけでなく、仲卸業者間の競争上の地位や正当な利益を害することにつながることから、卸売業者及び仲卸業者双方の正当な利益を保護するために非公開としている。

以上の理由により、条例第8条第1項第1号に該当するとして、部分公開決定を行った。

さらに、販売原票は先述のとおり公表するものではなく、それらを基に作成した資料を公開することで、府と業者間の信頼関係を損なうおそれもあることから条例第8条第1項第4号に該当することも理由として追加する。

3 意見書による主張

(1) 公開しないこととした部分等

市場第1339号

- ・管理用紙（業者名称）
- ・卸売業者の販売原票より集計（8/21～8/28）（業者名称、品名、数量の合計、仲卸CD（店舗番号）、名称）

(2) 新たに追加する根拠条文

条例第8条第1項第4号

(3) 理由の補足・追加の主張

本件行政文書の非公開部分は、卸売市場における公正・円滑な取引を確保する観点から、大阪府中央卸売市場業務規程施行規則第35条に基づき、卸売事業者、その作成と提出（実施機

関への提出は写し)が義務付けられた、仕入れや売上げに関する個別取引情報(販売原票)を基にしたものである。

この販売原票は、卸売市場における取引の原始記録であり、取引に係る仕切書や請求書作成等の基礎となる最も重要な帳票とされている。

実施機関は、卸売業者に対し販売原票の厳正な作成を指導するとともに、卸売業者に対する指導監督に当たっては、販売原票をその基礎情報としている。

以上のように、販売原票は、公正円滑な市場運営を確保するとともに、卸売業者に対する指導監督を適切に執行するために徴するものであり、そもそも公にすることは想定されていない。かかる情報を公にすることは、卸売業者の信頼を損ない、実施機関の行う指導監督業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

もっとも「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定が設けられたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定において審査請求人は本件行政文書の非公開部分のうち、審査請求書に記載された審査請求の趣旨として品名及び数量の開示を求め、また審査請求の理由においては業者名称の非公開の不服についても言及していることから、その主張としては品名、数量及び業者名称(以下「本件係争情報」という。)について公開すべきである旨を主張していると解される。実施機関は、本件係争情報は条例第8条第1項第1号及び第4号に該当する旨主張するため、以下検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるというのが本号の趣旨である。

同号は、

- ・法人(国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。)その他の団体に関する情報又は事業を

営む個人の当該事業に関する情報であって（以下「要件1」という。）

- ・公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）（以下「要件2」という。）

が記録されている行政文書を公開しないことができる旨定めている。

（2）条例第8条第1項第1号の該当性について

本件係争情報について、条例第8条第1項第1号の該当性をそれぞれ検討する。

ア 品名及び数量について

本件行政文書には実施機関が卸売業者から提出を受けた販売原票を基に作成した市場における福島県産の水産物の取引情報を取りまとめた文書（以下「本件添付文書」という。）が含まれている。本件添付文書に記載された取引に係る品名及び数量は、卸売業者の取引に関する情報であることから、要件1に該当する。

要件2の該当性について、実施機関の運営する市場において卸売業者は2社しか存在せず、品名及び数量を公開することで、各卸売業者においては自社の取引以外の情報がもう一方の卸売業者の情報であることが明らかとなる。どの時期にどの品目をどれだけ取引するかは卸売業者の営業上のノウハウであり、これらが明らかとなれば、公正な競争秩序を侵害すると認められることから、品名及び数量は要件2に該当する。

したがって、品名及び数量は条例第8条第1項第1号に該当する。

イ 業者名称について

業者名称については、本件対象文書のうち、（ア）本件添付文書に記載された卸売業者及び仲卸業者の名称、（イ）本件添付文書の表題に記載された卸売業者の名称が非公開となっているため、以下それぞれ検討する。

（ア）本件添付文書に記載された卸売業者及び仲卸業者の名称

本件添付文書に記載された卸売業者及び仲卸業者の名称は法人に関する情報であるため、要件1に該当する。

次に要件2の該当性について検討する。本件添付文書においては福島県産の水産物の取引が行われた日付が公開されている。卸売業者及び仲卸業者の名称を公にすれば、どの業者がいつ福島県産の水産物に係る取引を行ったかが明らかとなり、業者の営業上のノウハウにつながることから、本件添付文書の卸売業者及び仲卸業者の名称は要件2に該当する。

したがって、本件添付文書に記載された卸売業者及び仲卸業者の名称は条例第8条第1項第1号に該当する。

（イ）管理用紙に記載された卸売業者の名称

管理用紙には添付文書名として本件添付文書の表題が記載されており、その表題に含まれる卸売業者の名称を実施機関は非公開としている。卸売業者の名称は法人等の名称であるため、要件1に該当する。

要件2の該当性についてであるが、本件添付文書の内容を確認したところ、文書の冒頭に「卸売業者の販売原票より集計」と記載されており、文書が2つの一覧表で構成されていることから、本件添付文書には卸売業者2社の情報が記載されていることは明らかである。したがって、本件添付文書の表題で非公開とされている業者の名称は卸売業者2社の

名称であることも文書の内容から明らかであり、卸売業者2社の名称は市場のホームページで公開されていることから、仮に表題の卸売業者の名称が公開されたとしても、それにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまではいえない。

以上のことから、管理用紙に記載された卸売業者の名称は要件2に該当せず、条例第8条第1項第1号に該当しない。

(3) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、公開しないことができる。

同号は、

- ・府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、（以下「要件3」という。）
- ・公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの（以下「要件4」という。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨を定めている。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的なかつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

(4) 条例第8条第1項第4号の該当性について

実施機関は、本件添付文書は販売原票の情報を基に作成したものであり、本件係争情報を公開することで卸売業者の信頼を損ない、実施機関の行う指導監督業務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第1項第4号に該当する旨主張するため、以下検討する。

なお、本件係争情報のうち、品名、数量及び本件添付文書に記載された卸売業者及び仲卸業者の名称については上記(2)のとおり、条例第8条第1項第1号に該当するため、条例第8条第1項第4号の該当性は管理用紙に記載された卸売業者の名称についてのみ検討する。

販売原票は大阪府中央卸売市場業務規程施行規則により、卸売業者が知事への提出を義務付けられているものであり、実施機関は提出された販売原票を基に市場の運営及び卸売業者への指導監督を行っている。そのため、販売原票を基に作成された本件添付文書についても実施機関の市場運営及び指導監督等の事務に関する情報であることから、要件3に該当する。

要件4の該当性について検討するに、実施機関は非公開とした理由として、販売原票は公にされることを想定したものではないため、販売原票を基にしたものを公にすることで卸売業者の実施機関に対する信頼を損ない、実施機関の行う指導監督業務の公正かつ適切な執行に著しい支障

を及ぼすおそれがあると主張している。しかし、上記（２）のとおり管理用紙に記載されている卸売業者２社の名称は市場のホームページで公開されていることから、実施機関がこれらを公開することで生じると主張する指導監督業務の執行への支障のおそれは著しい支障とまでは認められない。

したがって、管理用紙に記載された卸売業者の名称は要件４に該当せず、条例第８条第１項第４号に該当しない。

よって、上記（２）及び（４）のとおり管理用紙に記載された卸売業者の名称は条例第８条第１項第１号及び同項第４号に該当しないことから公開すべきである。

３ 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子